栃木労働局が偽装請負でキヤノンを指導した後、記者会見する大野秀之さん（中央）ら＝9月13日

# 偽装請負の是正が期間工!?

## キヤノン非正規労働者

# 早く正社員にして

キヤノンの請負労働者が偽装請負を告発してから10カ月余。厚労省栃木労働局は、やっとキヤノンの偽装請負を認めました（12日）。キヤノンとそのグループの偽装請負は、8件目。直接雇用がせまられたキヤノンが示したのは正社員ではなく、最長2年11カ月の期間工でした。労働者たちは訴えます。「厚労省は『雇用の安定』というなら、正社員にするよう指導を強めてほしい」

岡酒良記者

「栃木労働局の指導の後、厚労省に要請にいきました。『雇用の安定とはなんですか？』と聞いたところ、『厚労省は『正社員がのぞましい』と答えました。いまからキヤノンに伝えてほしいと訴えましたが、返答はありませんでした」

偽装請負を告発していたキヤノン宇都宮光学機器事業所（栃木県宇都宮市）の大野秀之さん（32）の訴えに、日本共産党の塩川鉄也衆院議員らが真剣に耳を傾けます。

## 塩川衆院議員が懇談・激励

日本共産党と大野さんら「キヤノン非正規労働者組合宇都宮支部」（大野支部長、22人）との懇談の席（20日）です。

大野さんらは昨年10月17日、栃木労働局に、キヤノンの偽装請負を告発し、直接雇用の指導をしてほしいと申告しました。

ことし3月22日に、衆院予算委員会公聴会で、大野さんが公述。日本共産党からは塩川議員が質問し、今回の懇談となりました。

栃木労働局に要請する（向こう側左から）野村節子栃木県議、塩川鉄也衆院議員、荒川恒男、福田久美子宇都宮市議＝9月20日

大野さんらによると、栃木労働局は、キヤノンと請負会社に「雇用の安定指置」をとったうえで違法状態を解消するよう指導したといいます。

ところがキヤノンは、栃木労働局が指導する直前（8月29日）に、請負会社の82人の直接雇用を表明しました。このため、労働局はキヤノンにたいし、直接雇用の申し込み義務があったことを指導しなかったといいます。

大野さんはいいます。「組合員が求めている直接雇用とは、期間工ではなく正社員です。労働局は、『雇用の安定』といいながら正社員化の指導をしなかった。仕事に愛着をもっており、ぜひ、正社員になりたい」

塩川議員は、「みなさんは、貧困と格差が広がるなかで立ちあがった青年たちです。これに政治がどう応えるかです」と語りました。

「参院選挙で与野党が逆転した政治状況が生まれました。日本共産党を含む野党の国会対策委員長会議で、御手洗冨士夫キヤノン会長（日本経団連会長）の参考人招致をきめました。みなさんの声をかならず国会に届けます」

## 前例ある

キヤノンでは、女性の派遣労働者が04年12月に、「キヤノンで働いて12年。労働者派遣法では、同じ職場で3年以上働けば、派遣先に直接雇用の申し込み義務が生じる。直接雇用の指導をしてほしい」と神奈川労働局に申告しました。

同労働局は、女性の申告を認め、05年2月にキヤノンに直接雇用を指導しました。同時に、「これだけ長く働いたから正社員として雇うように」との助言をしました。

キヤノンはこれを受けて、女性を05年5月から正社員として雇用しています。

キヤノンでこうした前例があるのに、大野さんらへの直接雇用は、期間工でした。

柳沢伯夫前厚労相が、「（企業は）必ず長期雇用を申し込まなければならない義務がある」とのべていることからいって、厚労省や栃木労働局の指導はおよび腰との批判がでています。

大野さんらの正社員の登用試験は年1回ですから、2年11カ月の有期雇用期間でチャンスは3回しかありません。

大野さんらに先立って、偽装請負を05年5月に告発した松下プラズマディスプレイの吉岡力さん（32）＝大阪労連北摂地域労組加盟＝、大阪労働局から偽装請負で指導された松下は、吉岡さんを5月余の期間工にしただけで、08年1月、解雇しました。

全労連は、直接雇用は派遣先企業の義務とし、雇用形態は期間の定めのない常用雇用とすること、としています。

連合は、「偽装請負の場合」などは、派遣先の直接雇用とみなす「直接雇用みなし規定」の創設をもとめ、「直接雇用後の雇用は期間の定めのない雇用とする」としています。

労働界では、「直接雇用は正社員に」の要求で一致しています。

## 指導要請

塩川衆院議員は、キヤノンの労働者との懇談に先立って、栃木労働局に、正規雇用への指導強化を要請しました。

懇談、要請には、野村節子栃木県議、荒川恒男、福田久美子宇都宮市議が同席しました。